

令和4年7月27日

長崎電気軌道株式会社の旅客運賃適用方法の変更について

長崎電気軌道株式会社から軌道法第11条の規定に基づき申請のあった軌道事業の旅客運賃の適用方法の変更について、本日付けで申請のとおり認可しました。

これにより、令和4年9月1日より新地中華街停留場及び市民会館停留場に加え、長崎駅前停留場及び西浜町停留場においても乗換えが可能となります。

1. 申請の概要

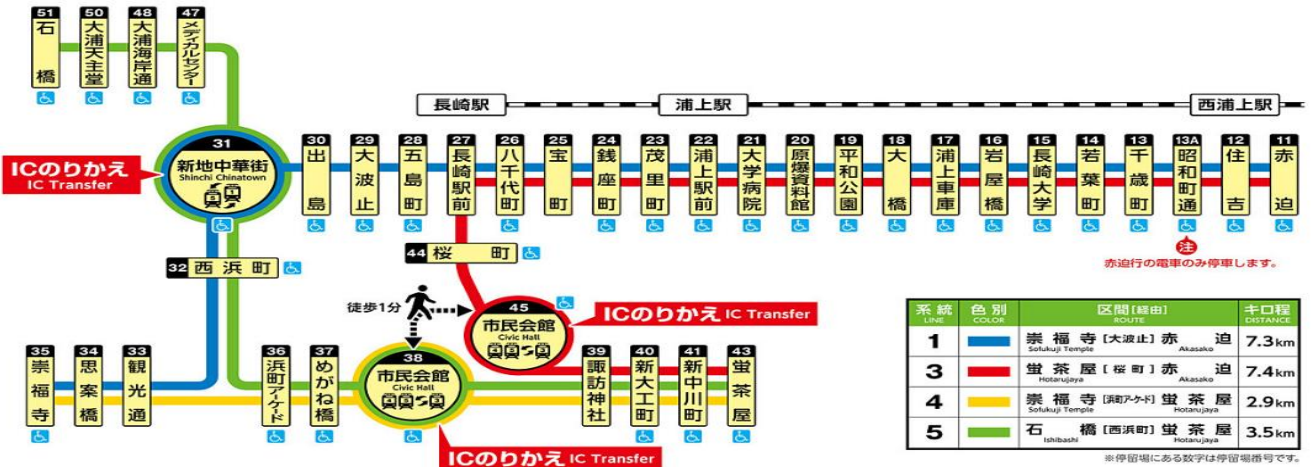
4号系統の日中減便に伴い、これまで1回分の運賃で利用できていた区間の一部が2回分の運賃の支払いが発生してしまうため、乗換え停留場に係る運賃の適用方法を変更し、令和4年9月1日以降、長崎駅前及び西浜町においても乗換えを実施することで、利用者の利便性の維持及び向上を図るものです。

2. 実施の時期

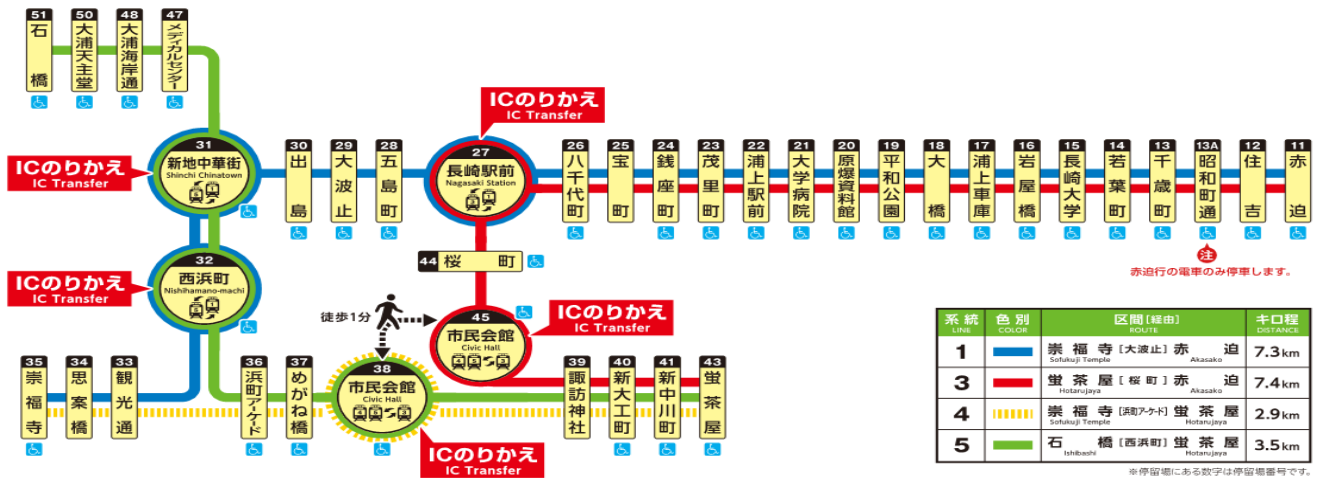
令和4年9月1日（木）



現行



令和4年9月1日～



運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 鉄道部 計画課

担当：藤岡、谷口

電話092-472-4051

FAX092-472-2353

